

**「美ら島おきなわ文化祭2022」
沖縄文化発信事業沖縄の食文化フェスティバル委託業務
企画提案仕様書**

1 業務名

「美ら島おきなわ文化祭2022」沖縄文化発信事業「沖縄の食文化フェスティバル」委託業務(以下「沖縄の食文化フェスティバル業務」という)

2 目的

- (1) 伝統料理から現代料理まで、沖縄の食文化(泡盛などの酒文化を含む)を県内外に発信する。
- (2) 沖縄の食文化について、トークコーナーや展示等を通し歴史的な背景や他県との違いなども踏まえ分かりやすく、楽しみながら参加者が学べるイベントとする。特に伝統的な食文化については、多角的な視点からその意義について学ぶことができ、継承するための課題やその解決方法についても考えられる内容とする。
- (3) あわせて、伝統芸能を含むステージイベントをはじめ、飲食・販売エリアなどを設け、沖縄の食文化の魅力を楽しむイベントとする。

3 契約期間

契約締結の日から令和5年1月31日(火)まで

4 委託上限額

24,200,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

5 業務概要

「沖縄の食文化フェスティバル」を次の通り企画・実施運営することとする。

- (1) 日時 令和4年11月19日(土)、20(日) 1日7時間程度
※準備:11月18日(金) ※撤収:11月20日(日)
- (2) 会場 名護市21世紀の森屋内運動場、体育館、屋内運動場・体育館前駐車場(図1)
※会場は仮予約済み。屋内運動場は放送設備がないため、使用の場合は持ち込みが必要。屋内運動場・体育館前駐車場のみ調理・飲食可。

6 委託業務の内容

- (1) 沖縄の食文化フェスティバルの企画実施運営
 - ア 「美ら島おきなわ文化祭2022実施計画」の内容を十分踏まえたものとする。
 - イ 沖縄の食文化に精通する監修者(提案事項)を置いて企画、実施すること。
 - ウ 有識者、関係者、事務局等を構成員(提案事項)として、実施に必要な事項を協議するワーキンググループを設置し運営すること。月に1回程度の開催を想定。
 - エ 会場全体を効果的に使い、全体を通して統一感のあるプログラムとすること。会場全体の周遊を促すような取り組みを提案すること。

オ 「琉球料理」を取り上げる際は、沖縄県が認定している琉球料理传承人や令和元年度に認定された日本遺産ストーリー『琉球王国時代から連綿と続く沖縄の伝統的な「琉球料理」と「泡盛」、そして「芸能」』の内容等を踏まえて企画実施すること。

「沖縄の伝統的な食文化」HP <https://ryukyuryouri.com/>

「琉球文化日本遺産」HP <https://ryukyunihonisan.jp/>

カ 会場で販売する物産品については、「沖縄県優良県産品」など県内で生産や製造・加工した商品を積極的に取り扱うこと。

※「沖縄県優良県産品」とは、県産品の販路拡大を促進するために、沖縄県が優良県産品として推奨する制度です。

HP:<https://yuryoukensanhin.washita.co.jp/products/>

キ 会場で出店する飲食店については、「おきなわ食材の店」など県内農林水産物を積極的に活用する県内の飲食店を積極的に出店させること。

※「おきなわ食材の店」とは、お店のメニューの半数以上が「地産地消メニュー」であるという、沖縄食材にこだわりを持つ沖縄県内の飲食店のことです。

HP:<https://kuwachii-okinawa.com/shops/>

ク プログラムについては、下記《プログラム構成イメージ》を参考に企画、実施すること。食文化フェスティバル業務の趣旨、目的に沿った独自提案による内容を追加できるものとする。

ケ プログラム構成イメージ

① 沖縄の食文化に関する展示ブースの設置

- ・ 沖縄の食文化の歴史や泡盛に関する展示ブースを提案し実施すること。
- ・ 展示項目は、宮廷料理、庶民料理、行事料理、県内各地域に伝わる独自の食文化、現代の食文化、泡盛などの酒文化、琉球料理传承人の活動、食文化の普及の取組等について取り上げること。

※ 本展示資料については令和4年10月22日から始まる「美ら島おきなわ文化祭2022」オープニングや開会式等で使用する予定。

② 舞台1ステージアトラクションの企画実施

- ・ 舞台1(舞台は既存舞台、仮設舞台どちらでも可)にて、オープニング、沖縄の食文化に関するトークコーナー、音楽や舞踊などのステージプログラムを企画実施すること。
- ・ トークコーナーは両日あわせて3回以上実施すること。テーマは「沖縄の食文化」とし、歴史、行事や芸能、泡盛などの酒文化、など各回異なる内容で多角的な視点で構成し、楽しく学べるエンターテインメント性のあるものとする。
- ・ ステージプログラムは、公募による出演団体の選考を検討する。公募、選定、発表方法について提案すること。特に、子供や若い世代の応募を促し、集客へ繋げるよう工夫すること。併せて、ステージプログラムの一部出演者については、著名音楽家等も活用し、集客へ繋げる工夫をすること。

③ 舞台2演舞プログラムの企画実施

- ・ 舞台2(会場内に設定したエリア内・舞台設営なし)にて、沖縄県内にて活動する青年会や民俗芸能等団体などの演舞プログラムを企画実施すること。演目は行事料理や食と関連のある民俗芸能を中心に構成すること。
- ④ ワークショップ・体験ブース等の実施
 - ・ 沖縄の食文化に関するワークショップや体験ブース等を提案し実施すること。なお、食品食材を使用できないことを想定し、代替物を使用して疑似体験することも提案すること。
 - ・ ワークショップのうち一つは「首里城の瓦を使ったしっくいシーサーづくり体験」とすること。(おおよそ高さ15センチサイズのしっくいシーサー20体分の首里城瓦を入手済み)
 - ・ 子どもも楽しめる取り組みを1つ以上実施すること。
- ⑤ 物産品販売、飲食店舗ブースの企画実施
 - ・ 食文化フェスティバル業務の趣旨、目的に沿った物産品販売ブース、飲食販売ブースを企画実施すること。出店内容や店舗については提案事項とする。
 - ・ 飲食販売ブースでは、新型コロナウイルス感染症対策のうえ着席して飲食可能なスペースを設けること。
 - ・ 物産品販売、飲食店舗の出店費用は無償とする。

(2) 沖縄の食文化フェスティバル管理運営業務

ア イベントの企画運営と管理

- ① 会場の使用条件等に合致した業務の実施。
- ② 本事業実施計画の更新・確定、事業を実施するための業務スケジュールなど、各種資料及び会場詳細図の作成。
- ③ 本事業実施計画等に基づいた事業の具体化、実施に向けた事前準備・管理業務(業務の進捗状況を管理し、円滑に業務を遂行すること)。
- ④ 進行台本・運営マニュアル等の作成(印刷、関係者への送付及び実施に係る連絡調整、説明、関係者・団体への説明会開催等を含む)。
- ⑤ 会場警備・消防・防災計画の作成とそれに係る会場の施設管理者との連絡調整。
- ⑥ 緊急時の体制及び連絡網などの周知徹底。
- ⑦ 実施イベントの進行管理及び運営スタッフ等の配置(従事者名簿・連絡体制表の作成を含む)。

イ 制作物等の作成及び配布

- ① イベントのプログラム等会場配布物の作成及び配布。
- ② 来場者アンケートの実施、集計。

ウ 出演者等との連絡調整

- ① 出演者等との出演交渉、出演内容の企画制作、連絡調整、交通宿泊調整、出演料の支払い、公式記録等記録媒体への掲載調整。

エ 出店者等との連絡調整

- ① 出店者の出店交渉、募集、取りまとめ、調整等(委託者と調整のうえ、必要出店者数を確保すること)。
- ② 出店者マニュアルの作成(印刷、関係者への送付及び実施に係る連絡調整、説明、説明会開催等を含む)。

オ 会場設営

- ① 会場内及び会場周辺におけるサイン、看板等を含む会場装飾に係る企画提案、調整、準備、実施。
- ② 会場・諸室の設営・撤去、仮設物(ステージ、テント、出展ブース等)・機材・備品等(机、椅子、音響・照明・映像機器、電源等)の搬入出・製作・設置(電気工事を含む)・調整、会場管理及びそれらに付随する業務。屋内運動場及び体育館は土足での入場ができるよう、場内を養生すること。
- ③ 屋外に設置する仮設物(テント、出店ブース等)の転倒等防止対策。
- ④ 障害のある方に対する車椅子席及び情報保障(手話・要約筆記)席の設置などの合理的配慮。

カ イベント実施に必要な手続き

- ① イベントの実施に必要な許認可申請に係る手続き。
- ② 本事業に係る保険への加入手続き及び保険料の支払いに関する業務(委託者が直接加入する保険を除く)。
- ③ イベントの実施に必要な経費の支払い。

キ イベントに付帯する業務

- ① 招待者及び一般来場者からの問い合わせ対応。
- ② 救護所の設置・撤去等。
- ③ 会場内のごみ処理、会場内の清掃(設営及び撤去時含む)、廃棄物の適正処理。
- ④ 警備員の配置(夜間警備、駐車場警備含む)。
- ⑤ 駐車場及び臨時駐車場の管理運営(誘導を含む)、来場者のシャトルバス輸送。

ク 新型コロナウイルス感染症対策

- ① 本事業実施にあたっては、沖縄県のイベント開催制限等や会場の必要とする感染対策等を遵守し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を配慮した内容とすること。対策方法については提案事項とする。

※ 沖縄県のイベント開催制限

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html>

※ 祭り・イベント等開催に向けた感染拡大防止ガイドライン

<https://www.jaycee.or.jp/2021/guideline>

- ② イベント全般において感染症対策を明示・実施すること。

ケ その他

- ① 一般社団法人琉球料理保存協会や、「やんばるの産業まつり(主催:北部振興会)」等の沖縄の食文化イベントや、民間の実施している沖縄の食文化活動等との連携の提案、実施。
 - ② 変更等が生じた場合は、美ら島おきなわ文化祭2022沖縄県実行委員会事務局(以下「事務局」という。)と調整し柔軟に対応すること。
 - ③ 業務の性質上、当然実施しなければならないもの及び当該仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するにあたり必要となる事項はすべて実施すること。
 - ④ 提案(内容、出演者等)については、事務局等との調整により、大幅な変更が生じる可能性があることに留意する。
- (3) 次に示すところにより、開催に関する広報を実施すること。
- ア 開催案内チラシの作成
- ① 事務局と調整の上、開催案内のチラシを作成すること。
 - ② 印刷枚数等は下記のとおりとする。
 - (ア) 印刷枚数:10,000枚
 - (イ) 規格:(サイズ)A4判、縦(印刷)両面フルカラー(紙質)マットコート90kg(ページ数)2ページ(その他)Uni-voice対応とし、半円穴あけ加工を施すこと。
 - ③ 校正は2回とするが、必要に応じて追加することがある。
- イ チラシの配布
- 事務局が提示する配布先及び部数リスト(おおよそ230箇所程度)に基づき、チラシを配布すること。配布後の残部は事務局へ納品すること。
- ウ オリジナルファイル(JPG、PDF形式)も納品すること。
- エ チラシの他、沖縄の食文化を知らない人も関心を持てる効果的な広報について、企画提案すること。
- (4) イベントの記録用動画の制作等
- ア トークコーナー各回の動画(トークコーナー全体)、イベント全体の様子を納めた動画(おおよそ15分程度)を制作し、大会後も一定期間、ホームページ上で視聴できるようにすること。
- イ 動画には、日本語テロップをいれること。
- ウ 映像の加工・編集、音楽・音声やナレーションの付加、字幕等の編集作業を行う際は、事務局と調整を行うこと。
- エ BGM等音楽素材の使用で生じる著作権等の許諾手続きは、受託者において行うこと。
- オ 演者の起用で生じる著作権等の権利処理等の手続きは、受託者において行うこと。

7 積算見積及び経費限度額

- (1) 各経費は税抜き価格とし、限度額は「企画提案募集要綱」の範囲内とする。
 - ※ 提案のために提示する金額であり、必ずしも契約金額でない。その他留意事項については「企画提案募集要綱」に記載のあるとおりである。
- (2) 原則として以下の事項を含め、企画・運営、実施に係る全ての経費を含めること。
 - ア 直接人件費
 - イ 直接経費(報償費、旅費、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、設営料、撤去料等)
 - ウ 再委託費(直接経費のうち、再委託を行う経費については明記すること)
 - エ 一般管理費(直接人件費＋直接経費－再委託費)×10%以内
 - オ 消費税及び地方消費税(各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記する。)
 - カ その他(上記費目以外の必要な経費を随時追加)
 - ※ 各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

8 打合せ

業務の進捗状況や業務内容等に関し、事務局と定期的に打合せを行うこと。打合せは原則として週1回以上とし、その他必要に応じて随時実施すること。

9 実施体制及び業務スケジュールの作成

- (1) 実施体制について
本委託業務に従事する正副2名以上の担当者を割り当て、本委託業務に係る統制及びその他事務について、円滑に実施できる体制を整えること。また、業務に従事する人員の役割分担を明記した実施体制図を作成し、事務局に提出すること。
- (2) 業務スケジュールの作成
事務局と調整の上、契約終了までの各業務のスケジュールを作成し、提出すること。

10 代替策の提案

6の各業務について、新型コロナウイルス感染症の影響により実施が困難になった場合の代替策について提案すること。また、業務目的に沿った効果的な提案がある場合は、その理由も含めて記載すること。

11 成果物の作成

- (1) 下記項目を含む事業報告書を作成し、事務局へ提出すること。提出物は、紙で2部、DVD-R(報告書PDF版及び画像データのオリジナルファイル保存)1枚とする。
 - ア イベントの実施状況
 - イ イベントで撮影した写真、動画
 - ウ イベントの集客者数(及び集客者数の算出方法)
 - エ チラシ配布実績

オ アンケートの集計結果と分析

- (2) 業務完了報告書(経費使用明細書を含む)は、委託契約の終了と同時に提出すること。
- (3) その他事務局が必要と認めるもの

12 定期報告書の作成

毎月末に、下記項目を含む定期報告書を作成し、事務局へ提出すること。

- (1) 当該月の各イベントの準備・実施状況
- (2) チラシの在庫状況
- (3) 翌月のスケジュール

13 制作物に関する権利の帰属

- (1) 成果物の所有権、著作権(著作権法第27条及び第28条に規程する権利を含む)、利用権は、県及び事務局に帰属するものとする。また、成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、資料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (2) 本委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来に渡り行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、県や事務局が本県制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、県や事務局は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (3) 事業完了報告書や成果物等に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに県及び事務局に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (4) 県及び事務局は、本事業で納品された成果物を期限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表(公開、配布、放送等)することができることとする。

14 再委託の制限

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、契約の主たる部分となる契約金額の1/2を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務については、その履行を第三者に委任し、又は負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ事務局が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることができる。

- (2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

上記(1)及び(2)を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときには、あらかじめ書面による事務局の承認を受けなければならない。なお、以下に例示するものについては、「承認手続の例外」とする場合がある。

ア 資料の収集・整理

イ 翻訳業務

ウ 複写・印刷・製本

エ 原稿・データの入力及び集計

オ その他、事務局が簡易と決定した業務

(4) 制作物に関する権利の帰属

第三者に委託した場合においても適応する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任を負うこと。

15 留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 本仕様書記載の委託業務の内容は、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (3) 本仕様書に記載の無い事項ならびに記載内容の詳細は、事務局と受託者との協議のうえ決定する。
- (4) 実務の実施にあたっては、事務局と密接な協議のもとで取り組むものとする。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトによる検査をした上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、県及び事務局または第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。
- (7) 本事業の業務実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を十分に講ずること。

16 著作権

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに制作したものについて、著作権法(昭和45年法律第48号)第2章第3節第2款に規定する権利(以下「著作者人格権」という。

を有する場合においてもこれを行使しないものとする。これは、受託者の従業員に著作人格権が帰属する場合にも適用し、本業務終了後も効力を有する。

(2) 本委託業務の実施に伴い発生した、著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）は県及び事務局に帰属する。

(3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

17 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されうる者に係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

図1 名護市21世紀の森 屋内運動場、体育館、体育館前駐車場

